

I. 入札制度について

1、「指名基準等に関する要綱」について

- ①現在、農政部が採用している指名基準は、総合点数の上位順に20社程度をA、B、Cのグループに区分しておりますが、点数基準でのグループ分けを要望します。

例) A: ○○点以上、B: △△点以上、C: □□点未満

形としてはグループ分けをしているが、グループで線引きをして指名をするような運用はしていない。基本的には地域性を考慮しているので、各振興局の指名委員会の判断で地域性や業務委託の規模等を踏まえながら指名をしている。AグループとBグループが指名業者に選定されることもある。

- ②技術者資格における評価対象資格に農業水利施設機能総合診断士などのNN事業において実効性のある資格の採用をお願いします。

コンクリート診断士を含めまして、今後は必要性や取得状況等を考慮したうえで今後、検討していきたい。検討時期としては毎年度当初である。

2、最低制限価格の引き上げについて

- ①測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格は予定価格に80%を乗じて得た額とする、と公示されていますが、品質確保のための要求事項（照査の強化、必要資格、継続教育の実施、多様な測量機器の維持など）による企業への負担は増えているのが現状です。最低制限価格の引上げをお願いします。

最低制限価格は今年の4月から設定されている。今後課題があれば、公共三部で協議し、検討していきたい。

II. 用地測量について

1、作業の計上について

- ①測量用地業務の計上工種が、事務所ごとに相違するので統一をお願いします。

(土木部とも相違している)

具体例：・登記簿、地図等の公用申請が計上されていない。

- ・用地実測図、面積計算の残地部分が計上されていない。
- ・土地実地調査書は地積測量図に含まれるとして計上されていない。
- ・用地幅杭設置は用地境界仮杭設置に含むとして計上されていない。
- ・用地実測図は用地平面図に含まれるとして計上されていない。
- ・プラスチック杭等が残っているとの理由で、国土調査完了地区の復元測量が計上されていない。

- ・研修会等により統一を図っていますが、今後も統一が行われるように指導していきます。
- ・登記簿、地図等の公用申請が計上されていない。

出先事務所に用地調査員を配しており、その用地調査員が申請を行うようにしている為に計上していない。

- ・用地実測図、面積計算の残地部分が計上されていない。

用地実測図は基本的に字図地区のみについて計上している。また、面積計算については、対象筆のすべてを計上している。

- ・土地実地調査書は地積測量図に含まれるとして計上されていない。

対象筆のすべてを計上するように指導している。

- ・用地幅杭設置は用地境界仮杭設置に含むとして計上されていない。

用地幅杭設置及び用地境界仮杭設置はそれぞれを計上するように指導している。

- ・用地実測図は用地平面図に含まれるとして計上されていない。

用地実測図は基本的に字図地区のみについて計上している。また、用地平面図については、用地買収がある業務は計上している。

- ・プラスチック杭等が残っているとの理由で、国土調査完了地区の復元測量が計上されていない。

復元測量は国土調査等が実施されていない地区において既提出の地積測量図等により復元測量を行わなければ境界確定が出来ない場合のみ計上している。また、国土調査等が実施されている地区においては、境界確認（復元作業を含む）を計上している。

Ⅲ. 「契約約款」について

1、契約図書について

- ①業務完了後、施工対応等により発生する検討や追加業務について、適切な業務期間と金額に基づく契約を希望します。また、このことに関連して、関係市町村への指導をお願いします。

- ・会計検査等の緊急な場合はご理解ご協力をお願い致します。
- ・適切な経費（検討や打合せ協議）については、適切に対応するように指導しています。
- ・真に必要なものにあつては、会議等の機会を利用して出先事務所及び関係市町村に適切に対応するように指導します。

2、設計書について

- ①閲覧設計図書により、業務内容・数量・歩掛を公表して頂いておりますが、稀に標準積算基準にある現地条件や業務内容等による補正以外の「個別補正」が掛けられている場合があります。この「個別補正」について内容の説明をお願いします。

「個別補正」については、特記仕様書等に明示するよう指導します。また、不明な場合は閲覧期間中に質問して頂くようお願い致します。

- ②農業土木における基準点については、用地区画との整合を図るため、現地図根点を基準とした網が対象路線上に必要となります。発注時点での基準点測量の点数が少なかったり、計上されていなかったりすることがありますので、現地の測量精度向上のために40m/点程度は計上していただくようお願いします。

測量精度区分に応じた基準点の数量を計上しています。

変更が生じる場合には、担当者と協議をして頂きたい。

農水省の基準に準じて必要な等級の基準点数を計上する。

(新点間距離) 1級：1000m、2級：500m、3級：200m、4級：50m

- ③畑灌業務におけるパイプラインの設計で、小規模河川を横過する小規模の水管橋についても設計計上をお願いします。小規模でも設計には相応の人工を要します。

小規模の程度が良くわからないので一般論で回答しますが、必要な作業項目については当初から積算計上をしている。今後とも適正な計上をするように指導していきたい。もし疑義が生じた場合は問い合わせさせていただきたい。

- ④点検業務や測量業務等の安全対策における交通誘導員の配置について、所轄警察署から増員を指導される場合があります。この旨を発注者へ報告し変更を要望しますが受け入れて頂けない場合もあり、企業努力で対応しています。実情に合わせた適切な設計変更を要望します。

また、交通誘導員の公表労務単価は一般管理費を加味していないため、以下に示すように実勢の単価と差異があります。この点を考慮の上、設計変更並びに適切な積み上げ積算をお願いします。

平成26年度 公表労務単価

- ・交通誘導員 A 10,200 円/日 約 12,000 円/日(実勢)

・交通誘導員 B 9,100 円/日 約 10,000 円/日(実勢)

交通誘導員配置等の安全費の積算については、農水省の工事積算基準に基づき積算をしていて、地域条件で計上ということになっている。警察からの指導等でそれによることができない場合は、別途計上が必要と考えるので、その際は発注担当と協議して下さい。労務単価の差については、労務単価に諸経費をかけたものが実勢になっていると考える。

⑤離島における完成検査などでは、適切な旅費交通費の計上をお願いします。

完成検査に係る費用については鹿児島県農政部測量・調査・設計委託業務検査要領の第5条で、「検査に当たっては、受注者に対し、必要な書類及び資料等を整備させるとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備させるものとする。この場合に要する費用は受注者の負担とする。」と定められており、それに準じている。

⑥設計内訳書の文字（フォント）が小さく見にくいので、フォントのサイズを大きくするか、別途様式への変更をお願いします。

設計内訳書は国の様式を準用しているので様式の変更は困難である。電子データなので、閲覧する際に拡大していただきたい。

IV. 「円滑な業務遂行」について

1、受発注者間の円滑な業務遂行について

①最初の現場立ち入りについては、発注者側からあらかじめ通知をお願いします。

民地への立ち入りについては、発注者側から事前通知するように指導徹底していきたい。

②離島については、郵送等による成果品納入を含め、納品時打合せと完成検査を同日に実施していただく等の配慮をお願いします。

納品時の打合せ（最終打合せ）は計上してあるが、完成検査は受注者負担と決められている。原則論で言うところらは別物であるが、離島等の特殊条件がある場合は、その都度担当者と協議して頂きたい。

V. その他

1、電子入札について

①開札時刻から落札結果が出るまでに2～3時間かかることがあります。落札結果を早

く通知していただきますようお願いいたします。

なるべく早く通知するように心掛けているが、入札件数が多い場合はどうしても書類の確認に時間を要してしまう。間違いのないように努めているのでご理解いただきたい。
また、昼食を挟まないような入札時間の設定にもできるだけ配慮したい。

②全案件の指名通知にあらかじめ再入札の日時を記載していただきますようお願いいたします。

県の契約規則では再入札の日時を指定する必要はないとなっている。開札結果を踏まえてからではないと、指名や設計書を変える必要がある場合もあるので、再入札日時の事前設定は難しい。

同日中に再入札をすることがありますという文言については検討します。

2、その他

①技術検討会は、問題点の多い業務に限定するようお願いいたします。

技術検討会は手戻り防止も目的の一つであり、必要な機会であると考えているので検討会を実施するように指導している。ただ、検討会のためだけに特別な資料を作ったりする必要はないと考えている。

②地元説明会に同席の要請があった場合、協議回数に計上していただきますようお願いいたします。

地元説明会も打合せ業務と同じですので、打合せ回数に入らなければ契約変更の対象になると考えているので、そのように指導していきたい。

③県下の市町村へ、県の災害歩掛りを活用するように指導徹底をお願いいたします。

市町村実施の委託業務に対しては「内容に見合った適切な契約をしてください」と機会があるたびに指導している。今後とも指導を継続する。